

平成 16 年（ワ）第 16702 号、平成 17 年（ワ）第 10492 号 損害賠償請求事件

原 告 外 123 名

被 告 西東京市

準 備 書 面（ 8 ）

2005 年（平成 17 年）11 月 28 日

東京地方裁判所民事第 7 部合 B 通係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 清 水 勉

同 増 田 利 昭

同 鈴 木 雅 人

同 佐 渡 島 啓

同 結 城 大 輔

同 富 田 千 鶴

同 関 口 正 人

第 1 被告準備書面⁽⁴⁾「第 3」「被告が住基ネットの第 1 次稼動時に市民への周知を行ったことについて」について

1 被告が住基ネットについて住民に対する説明責任を果たす必要性（総論）

(1) 住民基本台帳事務が自治事務であることの意味

住民基本台帳に関する事務は、市町村の自治事務（地方自治法2条8項）である。そのことの意味は、基礎自治体である市町村こそが地域住民に過不足のない、そしてまた地域住民の意向や当該自治体の財政負担能力、自治体職員の業務能力などに見合った行政サービスを行い得るという点にある。住民にとっても自分たちが日常生活に関する行政サービスを受けることとの関係から必要な個人情報を提供するという相関関係があるからこそ、転入届の義務づけ（22条、51条2項）について大方の了解が得られるのである。住民の日常生活に関する行政サービスを基礎自治体が責任主体となっていて行なっているからこそ、住民は、基礎自治体に対して、不正な利用への抗議や利用法の修正提案などを行いやすく、自治体の側としても主体的な法令解釈の下に実務的に受け入れやすい。まさに団体自治、住民自治である。

従って、被告としては、自治事務である住基台帳の管理運用及び改正が、地域住民であり納税者である原告らの人格権やプライバシー権などに重大な影響を及ぼすおそれがあることを考慮して、住民の意向を十分に聞いてこれを政策や立法などに反映させるべきである。

(2) 自治体が住民に説明する必要があることの意味

しかし、一般に住民は自分達に関わる行政関連法制がいつどのように改正されようとしているのかをほとんど知らず、気づくのはほとんどの場合が新たな法制度が施行され、自分に調節的に何らかの変化を生じたような、極めて遅い時期である。この時期に立法ないし改正の不合理的ないし不都合を知ったとしても、その時点から法制を立法前ないし改正前に戻すことは極めて困難である。

そうであるだけに、法案提出よりなるべく早い時期において、自治体にとっても地域住民にとっても必要のない法改正が行われないように、また、自治体にとっても地域住民にとっても有意義な法改正が行われるように、基礎自治体である被告としては全国市長会に働きかけるなどする必要がある。

(3) 住基ネットの場合

特に住基ネットについては、総務省の説明によれば、全国の自治体から望まれてつくったコンピュータネットワークだということであるから、被告としては、他の法案以上に、積極的に早い時期から、総務省にどのような要望を出すかについて意見を述べて行くべきであった。

被告がこのような行動を積極的に行うには、議会や地域住民の理解と協力が必要不可欠である。議会や地域住民の理解と協力を得るには、事前に十分な情報を提供し、議会や地域住民の意向を十分に反映したものとして意見を述べてゆく必要がある。この過程において、議会や地域住民は、住民の意思と関係なく個々の住民の住民票情報に住民票コードを書き加えること自体に強い拒否反応を示すかもしれないし、財政負担能力も職員の管理能力も著しく異なる市町村都道府県をコンピュータネットワークで繋がることに懸念を示すかもしれないし、自治体のメリットや住民のメリットを具体的に考えたときにほとんどメリットがないのではないかという評価を下すかもしれない。情報の提供の仕方如何でさらに異なる意見も出るかもしれない。

住基ネットに関する事務は、原告ら住民の人格権乃至プライバシー権に多大な影響を及ぼす自治事務であるから、被告は、住基法改正前はもちろん、改正法成立後住基ネット稼動前においても、さらに、住基ネット稼動後においても、西東京市における住基ネットの行政目的を明らかにした上で、個々の住民の住民票に住民の意思を無視して住民票コードを記載することとその意味、住基ネットの構造、市町村の法的責任、財政負担など、重要な事項については説明すべきであり、そうすることによってのみ、住民は納税者、主権者及び人権主体として住基ネットに関する賛同や修正、選択（自治体としての参加不参加、個人の住民票への住民票コードの記載の可否）などの意思表示をすることができ、かつ、被告も住民の意向を反映させるものとして住基ネットに関する政策決定をすることが

できるのである。

(4) 問題意識を欠く被告

しかるに、被告は、自ら認めるとおり、原告ら住民に対してそのような説明を一切行っていない（被告準備書面(3)10～11頁）。このような無責任な対応をし続け、住民票コードを利用し続けていることが原告らを精神的に著しく苦しめているのである。

以下、それぞれの場面について検討した上で、被告の主張に対して反論する。

2 住基法改正前

総務省の説明によれば、住基ネットの法制度化は全国の自治体の強い要望によるものである。これによれば、被告は、単独でか、全国市長会を通じて、総務省に対して住基ネットの法制化を強く要望したものと考えざるを得ない。

ところが、被告は、準備書面(3)において、「（被告の前身である）保谷市及び田無市が、住基ネットないしこれに類する制度の法制化に反対しなかったことは認めるが、その法制化を総務省に求めたとの主張は否認する。」（10～11頁）と主張している。

被告のこの主張をそのまま認めるとしても、被告は他の自治体や全国市長会が総務省に対して住基ネットの法制化を強く要望することについて黙認し、そのような動きがあることを住民に説明しなかったことにはなる。

また、市議会との関係でも、被告は、準備書面(3)において、「西東京市議会に対し、『住基ネットの問題点』について説明を行わなかったことは認める」（11頁）と主張している。そのため、市議会においても、住基ネットが自治事務として法制化されることの意味や問題点について検討し議論をする機会を奪われた。

3 改正法成立後住基ネット稼働前

住基ネット法案成立後第一次稼働までの間に約3年間の期間があった。

その間、被告は、法令上、住基ネット稼働によって、個人情報を保護するための数々の措置を行うべきであったし、住基ネットに接続する他の自治体やL A S D E C、ひいては本人確認情報の提供を受ける国の行政機関等が、原告ら住民の個人情報や人権を保護するための措置を十分に講じているかについて、検証し、接続するか否かについて選択しうるよう、それらの情報を原告ら住民や議会に対して十二分に説明するべきであった。

また、その後の経過として2002年(平成14年)6月、西東京市議会を初め、多数の議会において、住基ネット稼働開始の延期を求める意見書が採択されていることを見ても(甲第1号証34頁~36頁参照)、早い段階から『住基ネットの問題点』について、説明をし、議論すべきであったことは明らかである。

被告は、準備書面(3)において、「被告は、住基ネットの第一次稼働前に、市民への周知を行っている。」(11頁)と主張しているが、上記のような検討ために必要は情報が提供されていたとは到底言えない。

また、被告は、同書面において、「西東京市議会が住基ネット稼働開始延期を求める意見書を採択したこと、被告が住基ネットの稼働開始の延期を実現するための活動をお粉分かったことは認める。」(11頁)と主張しており、西東京市議会が住基ネットの稼働開始に不信感を抱いたにもかかわらず、被告はこれを無視して稼働開始の延期の実現に何の努力もしなかったことを認めている。

これでは、被告が、住基ネット法案成立後第一次稼働前の期間において、住民や市議会が住基ネットの本格稼働について選択しうるだけの説明責任を十分に果たしていたとは到底言えない。

4 住基ネットの第一次稼働時の市民への周知

(1) はじめに

第一次稼働時に住民に説明することの意味は、単に新しい制度がスタートする

のでその説明をするというだけのものもあれば、当該制度について問題点を含めてなるべく詳しく説明し、住民に当該制度を的確に理解してもらった上で、住民の側から問題を指摘されれば、自治体として責任を持って対応しようとするものもある。

住基ネットの稼働に際して求められているのは後者である。

住民の目からみて、自治体の業務として行なうべきでない業務は速やかに停止されるべきであり、当該業務が法律に基づいているものであるならば、法律の解釈運用として当該業務の停止が可能であるかぎり、法律の解釈運用として当該業務を停止し、法律改正が必要であれば速やかに法律改正のための努力を行うべきである。

このような観点から、被告準備書面(4)「第3 1～3」の各主張について検討する。

(2) パンフレット配布・市報・ホームページによる説明(第1項)について

ア 被告は、「住基ネットの第1次稼働について総務省が作成したパンフレット等を希望者のみに配布したこと」、「市報及びホームページに住基ネットの第1次稼働に関する記事を掲載したこと」をもって、周知を行ったと主張するが、いずれも被告が果たすべき説明責任の内容として不十分である。

すなわち、被告は、住基ネットの第一次稼働について総務省が作成したパンフレット等を配布したということであるが、住基ネットの管理運用は市町村の自治事務なのであるから、基礎自治体である市の立場から住基ネットがどのように位置づけられるのかを被告の責任においてパンフレットにすべきである。総務省の作成ということになると、どうしても国の立場から制度を合理化する説明に逸してしまい、基礎自治体の責任や負担が軽視乃至無視されることになりがちである。そうすると、住民は総務省、すなわち国の立場からなされている住基ネットの説明だけからそれを基礎自治体の立場に立った説明と混同してしまい、誤った理解をすることになりかねない。

また、パンフレットを「希望者のみに配布」するということも問題である。なぜなら、被告の長はすべての住民の住民票に住民票コードを記載してこれを管理・利用・送信するというのであるから、知りたい住民にだけ知らせればよいという問題ではなく、住民票に住民票コードを記載されたすべての住民に対して詳しい説明を行うべきである。仮に住民票コードの記載が本人の希望に基づいて行われるのであれば、その者についてのみ詳しい説明をすればよいが、現状は全員について記載するということであるから、全員に対する詳しい説明が必要である。

「市報及びホームページに住基ネットの第1次稼動に関する記事を掲載したこと」という対応にしても、住基ネットに関する様々な問題点を含めてなるべく詳しく説明することが必要であるが、およそそのようなものになっていない。むしろ、問題意識を持たせないよう、ごく表面的な説明しか行ってない。

このような説明のみでは、原告らを初め、住民は、住民票コードの必要性はおろか、住基ネット自体についてもその必要性、自らへの影響について検討することもできず、その選択の機会を奪われているといっても過言でない。

イ 『平成14年5月15日付け市報』（乙第3号証）について

同号証には、住基ネットの概略や被告主張のメリット、被告の主張する形式的な個人情報保護対策が記載されているだけで、他方で、住民票に住民票コードを記載することについては、「住民票コードを通知します」とい見出しで、「8月5日から、住民の皆さん一人ひとりの住民票に『住民票コード』と呼ばれる11ケタの識別番号が記載されます。8月5日現在、西東京市に住民登録のある方に、このコードを郵送で世帯ごとにお知らせします。」と書いているだけで、被告の行政事務における住民票コードの必要性については何ら言及しておらず、「世帯ごとにお知らせ」することへの問題意識はない。住民の中には、DVの被害者など、同一世帯に所属していても、住民票コー

ドを知られたくない場合もある。そのような状況を無視して一律に世帯ごとに通知することは非常に問題があるのである。

住基ネットの制度設計が流通型アーキテクチャをとっており、情報が流通することとその影響、被告の法的責任、実質的な個人情報保護対策等法的責任を果たせるか否か、住基ネット導入による担当職員の精神的負担や労働時間の延長、被告の財政負担の具体的内容、住民票に住民票コードを記載することによるデメリットについて一切説明がなされていない。

そもそも住民からの要望が全くないにもかかわらず、被告が住基ネットに第1次稼働に参加することの意義についての説明も一切ない。これでは、原告ら住民が住民票コードや住基ネットについて、十分理解し検討し的確な意見を被告に申し入れるにはあまりにも必要な情報が入っていないさ過ぎる。

しかも、同広報は、住基ネットの第一次稼働予定日（2002年（平成14年）8月5日）のわずか2ヶ月半ほど前の同年5月15日に発行されたものであり、原告ら住民が住民票コードや住基ネットについて、十分理解し検討し的確な意見を被告に申し入れるにはあまりにも遅すぎる。

ウ 『平成14年8月1日付け市報』（乙第4号証）について

上記市報では、「送付した住民票コードは、今後予定されるさまざまな行政手続等に使用することにより諸手続きが簡素化される予定です」と記載している。これだけを読むと、住民としては自分たちにとってメリットの大きい諸手続の簡素化を被告が具体的に予定しているものと期待することになりかねない。そして、簡素化の内容如何によっては自治体の財政負担や職員の業務上の負担が重くなっても住民としては構わないと考える余地がある。

しかし、実際にはこの当時、被告は諸手続が簡素化される行政手続等を何も予定していなかったものであり、無責任極まりない説明と言わざるを得ない。

また、上記市報は、「住民票コードは各自で管理していただきますようお願いいたします」と記載しているだけで、被告の長が勝手に記載したに過ぎない

住民票コードをどうして住民各自が管理しなければならないのか説明がない。また、どのように管理すればよいのかということについても説明がない。住民票コードを安易に他者に教えたり、杜撰な管理をすることによる危険性について何ら警告を発していない。

なお、住基ネット稼働後、住基カードが使える住民票交付機を採用している自治体があるようであるが、被告においては、同記事の『お知らせ』で明らかかなように、住基ネット及び住基カードがなくても、住民票の自動交付はできるようになっていたのである。

エ 『西東京市ホームページ』（乙第8号証の1）について

上記ホームページは、作成日が明確でないが、乙第8号証の2の下から2行目とあわせ見れば、2002年（平成14年）7月15日に作成されたページと思われる。このような稼働直前の広報が説明責任を果たしているとは到底いえない。

この記事も乙第4号証と同様、住民票コードの危険性を含めた説明が一切なされていない。

また、被告は、『平成14年5月15日付け市報』（乙第3号証）のときから2ヶ月経過した後も、住民票コードを「世帯ごとにお知らせ」することの問題性を何も自覚していない。

オ 『西東京市ホームページ』（乙第8号証の2）について

上記ホームページも、作成日が明確でないが、乙第8号証の3の2枚目3行目とあわせ見れば、住基ネットの稼働開始日である2002年（平成14年）8月5日のわずか3日前の同月2日に作成されたページと思われる。

このような稼働が切迫した時期の説明であること、住民票コード及び住基ネットについての説明が不十分であり、住民に選択の機会を与える内容ではないことは市報及び他のページと同様である。

また、「諸手続が簡素化される予定です」とあるが、国や住民にとってで

はなく、被告の自治体としての行政事務において、どのように簡素化されるか、コストダウンにつながるのか、費用対効果はどうなっているのか、例えば、住民票の発行が少なくなることが予定されるのでそれでもコストダウンにつながるのかなど、住民の判断材料となる情報は一切記載がない。

カ 『西東京市ホームページ』（乙第8号証の3）について

上記ホームページも、作成日が明確でないが、第1次稼働の2002年（平成14年）8月5日以降に作成されたページと思われる。

本格稼働後の説明であり、住民に選択判断の機会を与える説明ではないこと、各説明が不十分であることは市報及び他のページと同様である。

なお、このホームページでは、住基ネットの第二次稼働についても説明しているが、住民票の写しが全国どこの区市町村でも受け取ることができるようになることの問題性には全く言及していないだけでなく、「転出・転入届が簡略化されます。」と虚偽とも言うべき過大評価的な説明をしていることは問題である。被告も基礎自治体であれば、住民の引越しが自治体にとって単に住民票の異動だけでなく、子どもの学校や介護保険手続、生活保護手続、税の徴収などにも影響することを承知しているはずである。転出・転入届だけが簡略化されることには自治体も住民もほとんどメリットがないことをはっきり説明すべきである。現に、被告においても、付記転入・転出届を利用している住民はほとんどいない。

(3) 住民の質問や意見に対する対応（同第2項）について

ア はじめに

被告は、住民の質問に対し理解を得られるような対応を行った旨主張するが、被告がどのような質問に対し、どのような回答を行ったか不明である。

また、原告らが被告に対し、行うべきであったという説明は、決定されたことを「理解を得られるように」説明する説明ではなく、「決定すべきかどうか」判断するための説明である。

また、原告らのうち、被告に対し、住基ネットに関する質問をした者もいたが（甲第 35～38 号証）、被告の対応は市民の理解を得られるような対応ではなかった。

イ 「住基ネットとプライバシーを考える会」による 2002 年（平成 14 年）8 月 24 日付質問書及び回答書（甲第 35 号証）について

同質問書及び回答書 1)で被告は、個人情報保護条例第 10 条に基づく「適正な取り扱いについて必要な措置」を講ずることを求めることなく、無条件に個人情報である本人確認情報を東京都に通知していることを自認しているながら、その理由について、「住基法に規定されているから」である旨回答しているにすぎない。これでは、市民の理解を得られるような対応とはいえない。

同 2) には、トラブル発生時には「西東京市住民基本台帳ネットワークセキュリティ指針」に基づいて必要な措置をとる旨きさいされているが、抽象的な回答で具体背がなく、どのような人的体制で、どのようなスピードで対応するのか、また、そもそもそのような対応が可能であるかについての言及がいっさいなく、単に「そのように定めている」ということを述べているのみで、この説明で市民の不安が払拭できるはずがない。

同 3) では、被告は住基ネットのメリットについて「住民負担の軽減とサービス向上」として、「恩給、年金などの現況説明のほか、無線局免許、不動産鑑定士の登録、建設業許可、宅地建物取引主任者資格の登録等各種の申請、一般旅券の記載事項の訂正等の申請の際に住民票の写しの添付の省略が可能になる予定」としているが、住民票の写しの添付が省略できても、他の書類が必要であることには変わりなく、それがどれだけの『住民負担の軽減とサービス向上』といえるのか大いに疑問である。

また、「住民基本台帳カード利用によるサービス向上」として、「窓口手続がスピードアップする」とするが、どの手続についてのことが全く

わからないし、「市町村の区域を越えて、住民票の写しの交付が受けられる」というのは、既にサービスとして行われている地域もあるし、「転入転出の手続が簡単になる」という点に関しては、住基法 12 条の 2 の「付記転入転出届」での手続を差しているものと思われるが、同届によれば、転出入は簡単にできても、介護保険、国民年金、児童手当等の他の手続は別途必要で、付記転入転出届をすると、従来の手続では転出元の市役所で行ってもらえた切り替え手続や説明を受けることができず、かえって不便になるというデメリットがあり、実際にも住基ネット稼働後、西東京市ではほとんど付記転入転出届が利用されていないのが実情である。「身分証明書として活用が可能」については、また、住基カードを発行する際に、真に本人が申請しているかどうかの本人確認の方法が雑になりやすく、ミスが起こる可能性や成りすましの可能性は小さくなく、本人申請の確認のための葉書による確認手続も、実際に事件として起こっているように、成りすました者が本人の家の郵便受けから葉書を盗み取ればよく、完全には不正を防止することはできない。身分証明を必要とする住民が多い自治体にあっては、各自治体の判断で独自の身分証明書を発行すればよく、全国統一規格の IC カードで多額の費用をかけて発行する住基カードである必要はない。「本人確認が確実に行えるということにより、不正行為が防止できる」とあるが、住基カードの構造が技術的によくできているということと、実際にそのとおり機能するということとはまったく別問題である。住基カードの交付時において正確な本人確認をすべての市町村で完全に行えているという保証はない。完全であるべきだ、ということが言えるに過ぎない。実際に他人に成りすました人物に他人の住基カードを交付してしまい、その者が他人に成りすましてサラ金からカネを借りていたという事件が起こっている。住基カードにすれば不正行為は防止できるというのは、期待であって、現実ではない。

「市町村が条例で定める独自サービスが受けられるようになる」という点については、市町村が住基カードを利用した独自サービスを行うためには、人的物的に多大なコストがかかるため、現在でもほとんどの自治体が独自サービスを行っていない。

このように、被告メリットとしてあげていることはほとんどメリットではないことがわかる。

同 4) では、住基ネットにかかる予算を回答しているが、費用対効果の点から住民が選択判断するためには、住基ネット稼動前に住民に説明すべき点であった。

同 7) では、住民票コードが市の担当者以外に知られないようにする配慮として、法令の遵守や「セキュリティ対策基準等に基づき十分配慮していきます」と回答しているが、このような抽象的な回答では到底住民の不安はなくなる。

同 8) では、住基ネットの端末へのアクセスできる職員への制限やマニュアルについて、「セキュリティ対策基準」及び「マニュアル」により対策を講じる旨回答しているが、マニュアルが十分なものであるのか、そのマニュアルどおりに行っているか、それを担保するものは何かなど具体的な回答が一切ない。マニュアルがよくできていることと実際にそのとおりに管理されていることは別問題である。

仮にマニュアルどおり管理できていたとしても、東京都や L A S D E C、他の市町村が被告の住民の本人確認情報を不正に取得することは防ぐことができない。

同 10) では、被告は、市民の意向調査及び意識調査を行う予定についての質問に対し、何ら理由をつけずに「行う予定はない」としている。原告ら住民の意思を無視して一方的に住民票に住民票コードを書き込み、これを東京都に送信し、そこからさらに L A S D E C に送信し、被告さえ知ら

ないところで本人確認情報が利用されることについて原告ら住民が不安ないし不信を抱くのは当然であるのに、被告がこれを一切無視するというのは重大である。

ウ 原告らの一人である粕谷力の質問書（甲第 36 号証の 1）及びこれに対する回答書（甲第 36 号証の 2）について

同質問書は、2002 年（平成 14 年）8 月 9 日に同人が被告の広報公聴課に電話で質問し、文書かしたもので、被告がこれに対し回答したものである。

同人の「市民の意見を聴かずに住基ネットを稼動することは承認できない。検討した結果を明らかにし」てほしい旨の質問（甲第 36 号証の 1、1 枚目）に対しては、「法律の規定による国・東京都レベルにおける対策」、「総務省の見解」、「被告庁内におけるセキュリティ会議の設置」「個人情報保護条例の存在」から住基ネットに参加した旨回答している（甲第 36 号証の 2、1 枚目）。

しかし、被告に対し、住民が回答を求めているのは、上記のような形式的な検討ではなく、実際に生じうる問題についての検討、すなわち、住基ネットに接続する他の都道府県や市町村の対策、アーキテクチャの是非についての検討はもちろん、被告が実際に対策を取ることができる人的物的財政的な能力があるか否かについての検討であり、上記回答書には、そのような検討をしたという回答は一切ない。

エ 住民票コードの通知の返却及び被告の対応について

さらに、被告市民課によれば、2002 年（平成 14 年）9 月 4 日時点で、住民から住民票コードの削除要求が 247 件あったとのことであり、その頃、原告らを初め 180 名を超える住民から、被告に対し、住民票コードの通知の返却があった（甲第 37 号証）。

これらの返却を行った住民のうち「一部の」世帯主に対して、被告は、「住民基本台帳ネットワークシステム稼動に伴いお送りした住民票コード通知に

ついて」という文書を送付してきた（甲第 38 号証）。

というのも、原告らの中には、世帯主でないものはそもそも当該文書の送付を受けていないし、返却を行っても当該文書を受け取っていないものもいるからである。

また、当該通知に添付された別紙「住民基本台帳ネットワークシステムに対するご理解とご協力をお願いについて」では、「住基ネットとプライバシーを考える会」による 2002 年（平成 14 年）8 月 24 日付質問書及び回答書（甲第 35 号証）と同様に、「住民の利便性を増進」「国及び地方自治体の行政の合理化に資するために住基ネットが構築された」旨の記載や、「法律の規定による国・東京都レベルにおける対策」、「総務省の見解」、「被告庁内におけるセキュリティ会議の設置」「個人情報保護条例の存在」から住基ネットに参加した旨が記載されており、これらの説明では、住民が住基ネットの今後の運営の是非について、選択しうるだけの説明責任を果たしていると言えないことは既に述べたとおりである。

オ 原告らの一人である高橋良彰の質問に対する回答書（甲第 39 号証）について

同回答書は、2005 年（平成 17 年）10 月 18 日付けで被告から回答を受けたものである。

同第 3 の「設備の敷設、機材の導入あるいは IT 技術者の配置について」において、「西東京市のセキュリティーポリシーは単に基準を示しているのみではなく、リスク分析を行って具体的手順を定め、…実践的に対応していくもの」（同号証 2 枚目第 3・2 行目以降）である旨回答しているが、後記(3)のとおり、「西東京市セキュリティーポリシー」は、抽象的に手順や対応を定めているのみで、これに基づいた対応が可能か、対応をするために何を行っているかを明らかにしなければ、安全面での対応ができているとは到底いえない。

また、被告は、「設備や機材については、西東京市セキュリティーポリシーに照らしても機能と安全性の基準を満たしている」（同号証2枚目第3・6行目）とするが、その判断が専門家や技術者の判断によるものかどうか問題であるし、仮に、基準を満たしているとしても、基準としての「セキュリティーポリシー」自体が十分な内容であるかが問題でなのである。

同第4の「ヒューマンエラー及び権力と住基ネットの関係について」では、早稲田大学における警察への個人情報の提供又は防衛庁の開示請求者の一覧表の外部提供の各事件について、被告においては、「個人情報保護条例において禁止されているから防止できる」旨回答している（同号証2枚目第4下から1行目以降）。しかし、法律に禁止されているから防止できるのであれば犯罪は起きないものであって、質問者の不安に対する回答になっていないことは言うまでもない。

同第5の「国の機関の利用や他の自治体の職員の不祥事等について」（同号証3枚目）では、西東京市が住基ネットに参加することによって生じうる国の機関の利用や他の自治体への不祥事について、市が保有する個人情報について管理責任を負うことを認めながらも、そのような不祥事等への対応としては、「（通信回線）遮断規定を設け、国や他の自治体との回線接続の中における個人情報の安全性について可能な限りの対策をさせていただいているところ」である旨回答している。

被告はそのような国や他の自治体において、不祥事が起こりうる可能性やその影響について認識しているのであれば、住基ネット接続前にその可能性や対策について住民に説明すべきであったし、住基ネット接続後の現在も安全性について「可能な限りの対策」がどのようなものなのか、対策ができていないのか、それで不祥事による影響がどの程度軽減されるのかについて、住民が今後の住基ネット運用についての選択ができるだけの説明をしなくてはならないが、上記のとおり、そのような説明は未だになされていないのである。

同第6の「住基ネットの費用対効果について」（同号証3枚目）では、「経費の試算は可能」だが、数字を示すのが現段階では難しい旨回答している。

被告が、自治事務として、住基ネット接続を行い住民基本台帳業務を遂行していながら、その費用対効果について説明ができないのでは、果たして住民に対する責任を全うしているといえるのであろうか。

カ まとめ

このように、被告は、被告の住民である本件訴訟の原告らには理解を得られるような対応は行っていない。

しかも、上記のとおり、原告らが被告に対する質問をするようになったのは、住基ネットが稼働を開始する2002年（平成14年）8月頃からであり、むしろ、その稼働後に行われている。これはすなわち、原告ら住民の人権に影響を及ぼす住基ネット及び住民票コードについて、被告が原告ら住民に事前の説明をしてこなかったことの証左である。

むしろ、原告らは、被告から十分な説明がなく、理解できなかったからこそ、本件訴訟を提起するに至ったのである。

(4) 西東京市セキュリティーポリシー（同第3項）について

「西東京市セキュリティーポリシー」（乙第9号証の1）については、法案成立から3年もの準備期間があったにもかかわらず、第1次稼働直前（約半月前）に策定されている。

しかも、内容も抽象的で、実施期限が不明であるばかりか、稼働前に実施されていないことを被告自ら認めており、このような実のない内容を、稼働後に広報（乙9の2）したとしても、住民が何ら安心したという声にならないし、実際になっていない。

例えば、「人的セキュリティー」（8頁）においては、被告職員全員（非常勤職員や臨時職員を含む、12頁）の役割や責任が記載されているが、これらの役割や責任は、それらの職員全員が責任を果たせるだけの教育を受け、能力を有してい

なければ、何の意味もない。

この点、13 頁において、「教育・訓練」として、いずれも、「研修を実施しなければならない」、「立案するものとする」、「研修を受けなければならない」等、2002 年（平成 14 年）8 月の本格稼働までに、これらの教育訓練が全職員に実施されていないことを「セキュリティーポリシー」自体が示しているのである。

また、「物理的セキュリティ」（15 頁以下）においても、「無権限者の入場を制限しなければならない」、「管理区域には、ビデオカメラ等の監視機能を設置しなければならない」等、「しなければならない」として、実際に稼働までになされたどうか明らかではない。「技術的セキュリティ」（18 頁以下）についても同様である。

加えて、稼働後（2002 年（平成 14 年）8 月 15 日）に、被告は、「セキュリティー対策を実施します」（乙 9 の 2、2 段目左から 6 行目）、「仕組みを整備します」（同 3 段目右から 10 行目）、「研修を行います」（同 16 行目）という広報を行い、自ら稼働前に行うべき対策を行っていないことを自認しているのである。

このように、原告らがこれまで主張してきたとおり、「やることになっている」というのと「実際に一応はやっている」という別であるし、「実際にセキュリティーポリシーどおりにやっている」ということになると更に別である。実際に必要とされているのは、日々、「実際にセキュリティーポリシーどおりにやっている」ということである。被告が「セキュリティーポリシー」を決定しているという事実は、原告ら住民に対する説明責任を果たしているとは到底いえない。

(5) まとめ

以上のとおり、被告準備書面(4)「第 3」において、被告は、市民に周知を行ったので問題がないかのごとく主張するが、住基法改正の際に住民・議会の意向を聞くべき必要性和被告がその実施を怠っており、改正法成立後住基ネット稼働前にも、住基ネットの行政目的を明らかにした上で、住民票コードをつけるこ

ととその意味、住基ネットの構造、市町村の法的責任、財政負担など、住民が納税者、主権者及び人権主体として住基ネットに関する選択ができるよう、重要な事項について説明すべきであったのにこれを怠っていることは明らかである。

第2 求釈明

被告は、被告準備書面(4)「第3」「2」において、「できるだけわかりやすく、市民の理解を得られるような対応を行った」と主張するが、どのような対応であったのか、具体的に主張されたい。

以上